

令和元年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年6月6日(木)
午前10時00分開会 午前11時00分閉会
2. 場 所 廿日市市総合健康福祉センター3階 講座室
3. 出席委員(農業委員12名)

1番 古川 憲吾	2番 河井 孝之	3番 中田 安義
4番 黒田 球貴	5番 中山 誠治	6番 岩木 國明
7番 梶原 安行	8番 岡 真由美	10番 木浦 紀幸
12番 山田 政則	13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀

(推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	新竹 睦男	吉田 雅子
平尾 和彦	堀田 良昭	土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴
松井 祥壮	正木 カズヨ			
4. 欠席委員(2名)

9番 是佐 恵美子	11番 榎本 健児
-----------	-----------

推進委員 倉本 良夫
5. 議事録署名委員

4番 黒田 球貴	5番 中山 誠治
----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者 なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	松田 成基
局長補佐	河内 光也
主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主 査	西田 昭子
(吉和支所) 専門員	西本 真
(大野支所) 主 査	小林 公明
(宮島支所) 主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - (5) 議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
 - (6) 議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

《報告事項》

(1) 報告第1号 農地パトロール（利用状況調査）について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和元年第2回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員は12、欠席委員が2名ということでございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員を指名します。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定によりまして、4番の黒田委員、5番の中山委員のご両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案書は3ページ、位置図は1ページになります。 番号12番、農地の所在地は、原字長野、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 面積は1筆で、783平方メートルで、利用目的は畑です。 公告日から令和6年3月31日まで、使用貸借の新規設定を行うものでございます。 いずれも、地元地区担当委員と事務局で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。 それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>沖村委員、お願いします。</p>
13番委員	<p>13番の沖村です。5月21日に岡村委員と事務局2名で現地調査に行きました。位置図は1ページです。以前から引き続き作られています。本来は、再設定ですが、終了期間を若干過ぎていたため、新規扱いとなっています。何も問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、番号144番、147番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページ、位置図は、2ページから3ページになります。</p> <p>番号144番、農地の所在地は、浅原字甘泉野、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、譲渡人は農業経営を弟に引き継がせるため、譲受人は農業経営を兄から引き継ぐためであり、兄弟間での無償の所有権移転となります。</p> <p>続きまして、番号147番、農地の所在地は、沖塩屋二丁目、登記地目は畑です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、譲渡人は高齢のため耕作が困難、譲受人は経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転となります。</p> <p>いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得</p>

	<p>後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障を生じることが考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしています。</p> <p>以上で、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号144番、147番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見ををお願いします。</p> <p>古川委員、お願いします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>1番の古川です。番号144についてご報告いたします。</p> <p>これは、5月20日に正木推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。位置図は、2ページです。今回、兄は、広島市内在住で遠方ということで、弟へ経営を引き継ぐということです。2筆ございますけれども、1筆につきましては、これまでも水田として活用されており、確認に行った時は、既に田植えが完了していました。もう一筆は、道路を挟んで川の向かい側にあります。こちらの筆は、一部畑で、一部農機具倉庫が建っています。立派な倉庫ではなく、簡易的な倉庫で、農機具が中に入れてありました。田と一体的に使用されていたものと思われます。現状使用方法等で、他への悪影響等はないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、山田委員。</p>
<p>12番委員</p>	<p>12番の山田です。147番ですが、5月16日に事務局と現地を確認しました。位置図は3ページです。該当地には、今、栗、イチジク、柿の木が何本か植えてあるという状態です。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が高齢ということで、譲受人が譲り受けるということです。別に何の問題もないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの2件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第6号 農地法第3条の規定による許可</p>

	<p>申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>では、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページ、位置図は4ページになります。</p> <p>番号136番、農地の所在地は、永原字大久保、第2種農地で登記地目は田です。面積は3筆で、2,612平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>三田委員。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。番号136について説明します。位置図は4ページです。5月17日に河井委員、発電事業担当者、事務局2名、私の計5名で現地確認を行いました。譲渡人は、高齢であり、今後の維持管理が非常に難しいという理由で3筆の2,600平米を発電事業主に譲り渡すものです。現地一帯は、平坦であり、日照条件にも問題はなく、近隣住宅への影響は特にないものと考えております。また、発電設備への立入禁止フェンスや防草シートを設置するという点でもあり、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>

議長

異議なしと認め、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明をさせていただきます。

議案書は7ページ、位置図は5ページになります。

議案の朗読につきましては、省略させていただきます。関係者は、議案記載のとおりでございます。

番号145番ですけれども、平成28年9月の第9回総会で審議した案件で、太陽光発電事業を行うための申請でございました。

当初の計画では、防災施設・雨水排水施設の防除措置を講じて工事を進めていましたが、平成30年7月に発生しました西日本豪雨を経験したことにより、当初の計画において広範囲で急勾配となる整地では、今後の豪雨のときに大規模な土砂流出の恐れがあり、勾配を緩やかにする工事変更が生じたため、変更申請が提出されたものでございます。

変更申請書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

今回提出されましたこの案件ですけれども、30アールを超える計画変更であるため、本委員会承認をされた場合、6月18日、広島県農業会議が開催する第3回常設審議委員会で諮問予定でございます。

以上で、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

梶原委員。

7番委員

7番の梶原です。今、事務局の説明がございました。5月20日に岩木委員、事務局、私で現地確認を行いました。そのときに担当業者と話をさせていただきました。今、事務局が申されましたように、昨年7月の豪雨災害が県内でおきたことを踏まえ、この春、検討協議をして、このような申請になったとお伺いしました。

そして、事務局から、勾配を緩くし、法面にもパネルを張って雨水が土地への浸透を少なくするという説明がございましたが、そうすると雨水の流れる量が増えるということになり、下流に対してどうするのかと質問したところ、大きな調整池があり、この

調整池は、今よく雨の時期に言われている50年に一度の記録的な大雨が降っても、その調整池で対応できると言われました。水が流れることによって、土砂が流出し調整池に堆積するのではないかと聞いたところ、常時監視し堆積が確認されればすぐ除去するし、下流に対して、既存の排水路へ流しても今の量とそれほど変わらないという説明を受けました。一番の心配が排水、流れる水の量が、下流に対してどのような影響があるのかということでしたが、そのような説明を受けました。それではということですが、これから地元としての監視しなくてはならないと感じて、説明を受けたところでございます。そのような説明であれば、何ら問題はないだろうと感じたところです。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長

ありがとうございます。

前からの案件で、大きなソーラー化事業の設置でございます。廿日市市と農業委員会で再三協議を行いながら、また今回、変更ということで、今、現地調査の中で地元の梶原委員、岩木委員がかなり厳しい質問をされたというお話もありました。下流の地域が心配という中で、勾配がよくなれば水量が増えるということもありました。調整池の対応、また今後の調整池の管理等々も十分していこう、事業者と現地の工事関係者が話をすることでしょうが、十分に大きな災害のないように地元も時々現地を見ていただかなければいけないと思います。詳しい説明がありましたが、これにつきまして皆さんからのご意見等があればお願いをいたします。

この工事の完成、また、いつから発電出来るのですか。

事務局

完成はことしの10月頃だと聞いています。その時、隣に変電所があるので、繋いで発電は開始されるとお伺いしております。

7番委員

以上のようなことで、もう2年がかりです。現場は、2年半半ぐらいになります。

議長

ここは昔、開拓の畜産の放牧地であったということで、農業委員会の絡みがあるということです。多くは山林で、林地開発等の関係が絡んでいたというような記憶をしております。

この件につきまして、皆さんから他にありますか。

よろしいですか。

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第8号 農地法第5条第1項の規定によ

る許可後の事業計画変更申請について、承認することに決定をいたします。

また、先ほど事務局から説明ありましたように、この件につきましては、県の常設委員会でも協議をされるということです。

続きまして、議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・計画（案）について、議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた事業計画（案）については、関連案件のため、まとめて審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明をさせていただきます。

議案書は8ページ、9ページです。そして、本日配付をいたしました議案第9号資料①、議案第10号資料①をご覧ください。本日、ホッチキス留めで配付をいたしました資料でございます。よろしいでしょうか。

これにつきましては、国からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について、公表することとなっております。

今後のスケジュールといたしましては、本日、皆さんで審議していただき、決定後、県を通じ国に報告し、市のホームページ等で公表する予定となっております。

こちら、様式については、昨年度と全く同様で変更はございません。

内容についての朗読は省略をさせていただき、主な点のみ説明させていただければと思います。

まず初めに、議案第9号資料①の2ページをご覧ください。

こちらの名称が「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」ということでございます。

その中のⅡ、ローマ数字の2でございますけれども、担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2（数字の2）、平成30年度の目標及び実績をご覧ください。

集積目標が184ヘクタール、集積実績が183ヘクタール、うち新規実績が0.94ヘクタールとなり、達成率99.5%となっております。

続きまして、同じく資料4ページをご覧ください。

Ⅳ番でございます。ローマ数字の4でございます。遊休農地に関する措置に関する評価のうち、番号2の平成30年度の目標及び実績ですけれども、解消目標2ヘクタールに対しまして、遊休農地の解消実績として、2.21ヘクタール、達成率111%となっております。

続きまして、議案第10号資料①の2ページをご覧ください。

名称は「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動軽計画」でございます。

その2ページをご覧ください。

項目につきましては、先ほどの平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と同じでございます。

その資料のうち、Ⅱ、ローマ数字の2でございます。担い手への農地の利用集積・集約化のうち、番号2、令和元年度の目標及び活動計画についてですが、集積目標が184ヘクタールで、新規集積面積を1ヘクタールと、今年の設定をしております。

続きまして、同じ資料の3ページをごらんください。

3ページⅣ、ローマ数字の4でございますけども、遊休農地に関する措置のうち、2の令和元年度の目標及び活動計画ですが、昨年度の解消面積を考慮し、昨年度と同様の2ヘクタールを目標と設定をさせていただきました。

議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明をいたしました。議案9号と10号、あらましの説明であったようですが、皆さんから何か質問等あれば、質問してください。

これ、担い手の関係で、議案9号については実績が183に対して0.94、達成率99.5ということと、議案10号については、同じく184より集積面積で1ヘクタールということでございます。

皆さんからご意見、ご質問等をお受けしたいといたします。ありませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。

議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）について、議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、決定することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第10号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、決定をいたします。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。

議案書は10ページ、位置図は6ページから8ページになります。

今月の報告は、平成31年4月12日から令和元年5月11日までの間に受理した3件でございます。

番号131番については、過去に転用届出済みでございます。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。

以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。

質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明させていただきます。

議案書は11ページから13ページ、位置図は9ページから15ページになります。

今月の報告は、平成31年4月12日から令和元年5月11日までの間に受理した9件でございます。

番号133番、134番については、過去に転用届出済みでございます。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。

以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをします。

よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。

報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告をします。

<p>事務局</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は14ページ、位置図は16ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、番号103番でございます。</p> <p>平成19年1月末付で、一般個人住宅として利用するため、農地法第5条第1項の許可済みで、非農地として処理する旨の回答をいたしました。</p> <p>以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いをします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。</p> <p>協議第1号 農地パトロールについて、協議をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第1号 農地パトロールについて、説明をさせていただきます。</p> <p>けさ配付をいたしましたA4で両面印刷された協議第1号資料①をご覧ください。</p> <p>題目といたしまして「廿日市市農業委員会農地パトロール利用状況調査実施要領（案）」のA4の一枚ものがございます。</p> <p>今年度の農地パトロールについてですが、趣旨などにつきましては、資料に記載のとおりでございます。例年どおり農地パトロール後、調査票を整理・作成し、土地所有者に対して利用意向調査を行う予定としております。</p> <p>そのため、意向調査等の準備期間等を考慮し、昨年度と同じく7月から9月を農地パトロール月間として実施したいと考えております。</p> <p>なお、廿日市地域、大野地域の農地パトロールについてですが、相続税納税猶予対象農地は、昨年度と同様に事務局で現地確認と写真撮影を行いますので、その他の農地の作付などの利用状況調査を行っていただければと思います。</p> <p>7月は大変暑い日が続く、暑さもますます厳しくなると思いますが、皆様、委員の皆様方にご協力よろしくお願いを申し上げます。あわせて、農地パトロールの際は、水分補給を十分行うなど、体調には十分留意されますよう、重ねましてお願いを申し上げます。</p> <p>それと例年事務局で作成する地番図についてですけれども、現</p>

議長

在作成中でございます。地番図、できましたら各支所へ配布いたしますので、日程調整後、農地パトロールを実施していただければと思います。

以上で、協議第1号 農地パトロールについて、説明を終わります。

ただいま農地パトロールについて説明をいたしました但、これについて、皆さんからのご意見、質疑等があればお願いをいたします。

後日また地域ごとでお話し合いをしていただくということでしょうけれども、質疑がないようですので、協議第1号 農地パトロールについては終わります。

以上、議事を終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第3回農業委員会総会は、7月4日（木）午前10時からさいき文化センターで行います。

（閉会 午前11時30分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（4番委員）

廿日市市農業委員会委員（5番委員）
